

○岡山県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則

平成30年3月30日
広域連合規則第3号

岡山県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則（平成20年岡山県後期高齢者医療広域連合規則第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、岡山県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第4号）第2条の規定に基づき、岡山県後期高齢者医療広域連合長の権限に属する事務を分掌させる事務局の組織及びその分掌する事務について必要な事項を定めるものとする。

（事務局の組織）

第2条 事務局に総務課及び業務課を置く。

2 業務課に保健事業・医療費適正化推進室、資格賦課係、給付係を置く。

（事務局長等の職）

第3条 事務局に事務局長、課に課長、室に室長、係に係長を置く。

2 事務局に事務局次長、参事、課長代理、課長補佐、主査、副主査、主任及び主事を置くことができる。

（事務局長等の職責）

第4条 事務局長、課長、室長及び係長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、上司の命を受けて事務局長を補佐し、職員を指揮監督し、特定の事項を処理するとともに、総合調整を図り、事務局長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 参事は、上司の命を受けて特定の事項を処理し、職員を指揮監督する。

4 課長代理、課長補佐は、上司の命を受けて課長を補佐し、課長に事故があるときは、その職務を代行し、職員を指揮監督する。

5 主査、副主査及び主任は、上司の命を受けて特定の事項を処理し、職員を指揮監督する。

6 主事は、上司の命を受けてその事務に従事する。

（分掌事務）

第5条 各課、室、係の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- （1） 広域連合長及び副広域連合長の補佐に関すること。
- （2） 広域連合長の事務引継に関すること。
- （3） 危機管理の総括に関すること。
- （4） 公益通報者保護制度に関すること。
- （5） 行政不服審査及び訴訟に関すること。
- （6） 顧問弁護士に関すること。

- (7) 附属機関に関すること。
- (8) 岡山県市長会等との連絡調整に関すること。
- (9) 幹部会議に関すること。
- (10) 行財政改革の統括、管理に関すること。
- (11) 事務改善の企画、指導その他事務能率に関すること。
- (12) 表彰に関すること。
- (13) 広域計画の立案及び推進に関すること。
- (14) 政策の総合調整、進行管理及び調査研究に関すること。
- (15) 国・県への政策提言・要望活動等の総合調整に関すること。
- (16) 公告式に関すること。
- (17) 議会の招集及び提出議案の作成に関すること。
- (18) 広域連合の組織に関すること。
- (19) 公印の保管に関すること。
- (20) 規約、条例及び規則等の審査及び公布に関すること。
- (21) 例規類集の編集及び管理に関すること。
- (22) 原課に対する法的助言に関すること。
- (23) 原課の訟務（仲裁等を含む。）の遂行に係る支援又は助言に関すること。
- (24) 政策法務に関する情報の収集及び研究に関すること。
- (25) 文書の引継ぎ整理保存、廃棄に関すること。
- (26) 陳情、請願及び苦情の受付並びにその処理に関すること。
- (27) 広報活動の企画及び調整に関すること。
- (28) 報道機関との連絡及び関係自治体記者室への資料提供に関すること。
- (29) 広域連合の公式ウェブサイト等に関すること。
- (30) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。
- (31) 情報公開・個人情報保護審査会に関すること。
- (32) 職員の人事管理に関すること。
- (33) 職員の人事評価制度に関すること。
- (34) 職員の定員管理に関すること。
- (35) 人事関係調査に関すること。
- (36) 機構及び事務分掌に関すること。
- (37) 職員の配置に関すること。
- (38) 職員の任免に関すること。
- (39) 職員の初任給、昇給及び退職手当の決定に関すること。
- (40) 職員の分限、懲戒及び服務に関すること。
- (41) 職員の表彰に関すること。
- (42) 職員の試験及び選考に関すること。
- (43) 職員の公務災害認定請求に関すること。
- (44) 職員の県外旅行命令の基準に関すること。
- (45) 職員の勤務時間その他勤務条件の基準に関すること。
- (46) 労務管理に関すること。

- (47) 職員の給与の基準に関すること。
- (48) 職員の給与の支給に関すること。
- (49) その他給与に関すること。
- (50) 職員の福利厚生に関すること。
- (51) 職員の退職に関すること。
- (52) 職員の健康管理に関すること。
- (53) 職員の安全衛生に関すること。
- (54) 情報政策の企画及び総合調整に関すること。
- (55) 情報システムの調達・運用の適正化の支援に関すること。
- (56) 情報システムに係る契約事務（調達・運用の適正化に係るものに限る。）の指導、調整に関すること。
- (57) 庁内情報ネットワーク基盤の整備・運用に関すること。
- (58) 庁内情報ネットワーク及び所管情報システムの情報セキュリティ対策に関すること。
- (59) 財政の健全な運営の推進に関すること。
- (60) 予算編成事務の総括に関すること。
- (61) 予算編成並びに執行の調整及び調査に関すること。
- (62) 一時借入金に関すること。
- (63) 各種財政統計に関すること。
- (64) 財政調査に関すること。
- (65) 財政計画に関すること。
- (66) 財政事情及び財政状況の公表に関すること。
- (67) 公会計に関すること。
- (68) 主要な施策の成果に関する説明書に関すること。
- (69) 固定資産台帳に関すること。
- (70) 競争入札参加者の資格審査及び管理に関すること。
- (71) 競争入札参加、資格、指名等審査委員会の運営に関すること。
- (72) 契約制度の企画立案に関すること。
- (73) 契約事務の指導及び調整に関すること。
- (74) 委託、役務、使用及び賃借に係る契約事務の審査に関すること。
- (75) 会計検査に関すること。
- (76) 庁内取締り及び保安に関すること。
- (77) 公用車の管理、配車及び損害保険に関すること。
- (78) シンボルマークに関すること。
- (79) 課の庶務に関すること。
- (80) 他の課に属さないこと。

業務課

保健事業・医療費適正化推進室

- (1) 保健事業の総括に関すること。

- (2) 特定健診及び特定保健指導の総括に関する事。
- (3) 医療費適正化事業の総括に関する事。
- (4) 後発医薬品（通知）に関する事。
- (5) 市町村補助事業、保健事業に関する事。
- (6) 医療費通知に関する事。
- (7) レセプト分析に関する事。
- (8) 第三者行為求償事務に関する事。
- (9) 保健事業・医療費適正化事業に係る保険医療機関、保険薬局、医師会、歯科医師会、薬剤師会等、関係機関との連絡調整に関する事。

給付係

- (1) 療養費の支給に関する事。
- (2) 療養費の再審・過誤に関する事。
- (3) 療養費適正化に関する事。
- (4) 高額療養費に関する事。
- (5) 高額介護合算療養費に関する事。
- (6) 葬祭費に関する事。
- (7) レセプトに関する事。
- (8) レセプトの開示請求に関する事。
- (9) 不当利得、不正利得に関する事。
- (10) 一部負担金の減免等に関する事。
- (11) 鍼灸・マッサージ療養費申請書の点検に関する事。
- (12) 柔整療養費申請書の点検に関する事。
- (13) 柔道整復・鍼灸・あん摩マッサージ療養費支給申請書の開示請求に関する事。
- (14) 訪問看護レセプトの点検に関する事。
- (15) レセプトの介護突合に関する事。
- (16) 保険給付に係る保険医療機関、保険薬局、医師会、歯科医師会、薬剤師会等、関係機関との連絡調整に関する事。
- (17) 契約、支払に関する事。
- (18) 月報、年報に関する事。
- (19) 課内文書の収受・保管に関する事。
- (20) 課の庶務に関する事。

資格賦課係

- (1) 保険制度に関する総括調整に関する事。
- (2) 被保険者の資格管理に関する事。
- (3) 被保険者の資格の取得及び喪失の認定及び審査に関する事。
- (4) 障害認定及び撤回に関する事。
- (5) 特定疾病の認定及び交付に関する事。
- (6) 基準収入額適用申請に関する事。

- (7) 調整控除に関する事。
- (8) 負担区分の判定に関する事。
- (9) 長期入院該当対象者の認定に関する事。
- (10) 保険料改定に関する事。
- (11) 保険料の賦課決定に関する事。
- (12) 保険料の収納管理に関する事。
- (13) 保険料の減免に関する事。
- (14) 後期高齢者医療制度のシステムに関する事。
- (15) 情報化の推進に関する事。
- (16) 電子計算機の管理運営に関する事。
- (17) 広域連合が保有する情報の保護及び管理に関する事。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日広域連合規則第3号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月18日広域連合規則第7号）

この規則は、令和4年5月18日から施行する。

附 則（令和7年2月19日広域連合規則第1号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。